

貨物自動車免許取得助成事業 留意事項

1. 助成額について

(1) 費用負担

指定自動車教習所等から事業者あての領収証（会社負担分）の写しの提出を求めて、事業者が費用を負担していることを確認する。

なお、当該運転者が自ら助成対象費用を支払った場合は、「指定教習所から免許取得者あての領収証」及び「当該運転者から事業者あての領収証」の写しの提出を求めて、事業者が最終的に費用を負担していることを確認する。

(2) 助成上限額

本助成制度は、地卜協、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用が可能です。ただし、事業者が、同一の助成対象費用について複数の助成制度等を併用する場合でも、交付を受ける助成金等の合計額が事業者の負担額を上回るときは、本助成事業による助成金交付額を減額する。このことは、「貨物自動車免許取得助成事業 実績報告書」のチェック欄において確認をする。

2. 添付書類について

○雇用保険被保険者通知書等(写)

(従業員として雇用されていることが確認できる、公の書類)

令和6年12月から健康保険証の新規発行が終了し、いわゆる「マイナ保険証」に移行するとともに、マイナ保険証非保有者については「資格確認書」が交付されることとなっておりますが、マイナ保険証・資格確認書の券面からは、当該運転者が従業員として雇用されていることが確認できません。このため、当該運転者がマイナ保険証のみを保有している場合は、原則として雇用保険被保険者通知書等の「事業所名略称」覧により確認とする。

○運転免許証等(写)

令和7年3月からいわゆる「マイナ免許証」を選択することが可能となり、運転者が従来の運転免許証を保有せず、マイナンバーカードと一体となったマイナ免許証だけを保有する場合が生じ得ますが、マイナ免許証の券面からは運転免許の免許情報が確認できません。このため、当該運転者がマイナ免許証のみを保有しているときは、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したものの提出を求め、これにより確認してください。